高齢者交通安全ニュース

令和6年5月号

令和6年5月8日
埼玉県警察本部交通総務課

自転車の交通ルール！～信号を守る～

『自転車ものれば車のなかまいり』
先月号から引き続き自転車の交通ルールを紹介します。

信号に従って通行する！

赤は、止まれ
黄色も、止まれ
青は、進んでも良い

自転車は車両であり、**車道を通行**します。

その際は原則、**車両用信号**に従って通行しなくてはなりません。

歩行者・自転車専用の
表示が付いた信号が
ある場所では、
車両用信号ではなく
そちらの信号に
従わなくてはなりません。

普通自転車で運転者が70歳以上の高齢者など、
歩道通行中にそのまま横断歩道上を通る際は、
歩行者用信号に従って通行してください。

横断歩道上に他に歩行者がいる場合は、
自転車は降りて、押して歩いて渡りましょう！

高齢者を交通事故から守る「思いやり運転」

自転車は運転免許証を返納した高齢者にとって重要な移動手段です。
自転車の近くを通る際は「思いやり」の気持ちを持って側方間隔を広く取りましょう！